

行政組織の変更について

1. 組織の変更

（1）交通政策課の名称の変更等

課の名称を「交通戦略課」とし、スタッフ制から「交通企画係」及び「鉄道ネットワーク係」の2係制とする。

（2）「こども家庭支援課」の新設等

健康福祉部に「こども家庭支援課」を設置し、「母子保健・こども相談係」及び「発達支援係」の2係制とする。また、これに伴い、健康推進課を係制からスタッフ制とする。

（3）商工労働課の係制への変更及び「企業誘致推進室」の設置

スタッフ制から「商工振興係」及び「企業支援係」の2係制とする。また、課内室として「企業誘致推進室」を設置し、同室へ建設部企業用地整備課を統合する。

（4）都市計画課の係間の事務分掌の変更等

係間の事務分掌を変更し、これに伴い、「公園景觀係」を「公園施設係」に名称変更する。

【参考資料】

- ・ 行政組織機構図新旧対照表
- ・ 分掌事務新旧対照表

2. その他

（1）所有者不明土地対策に係る代表窓口について

建設部住宅課空き家対策室とする。

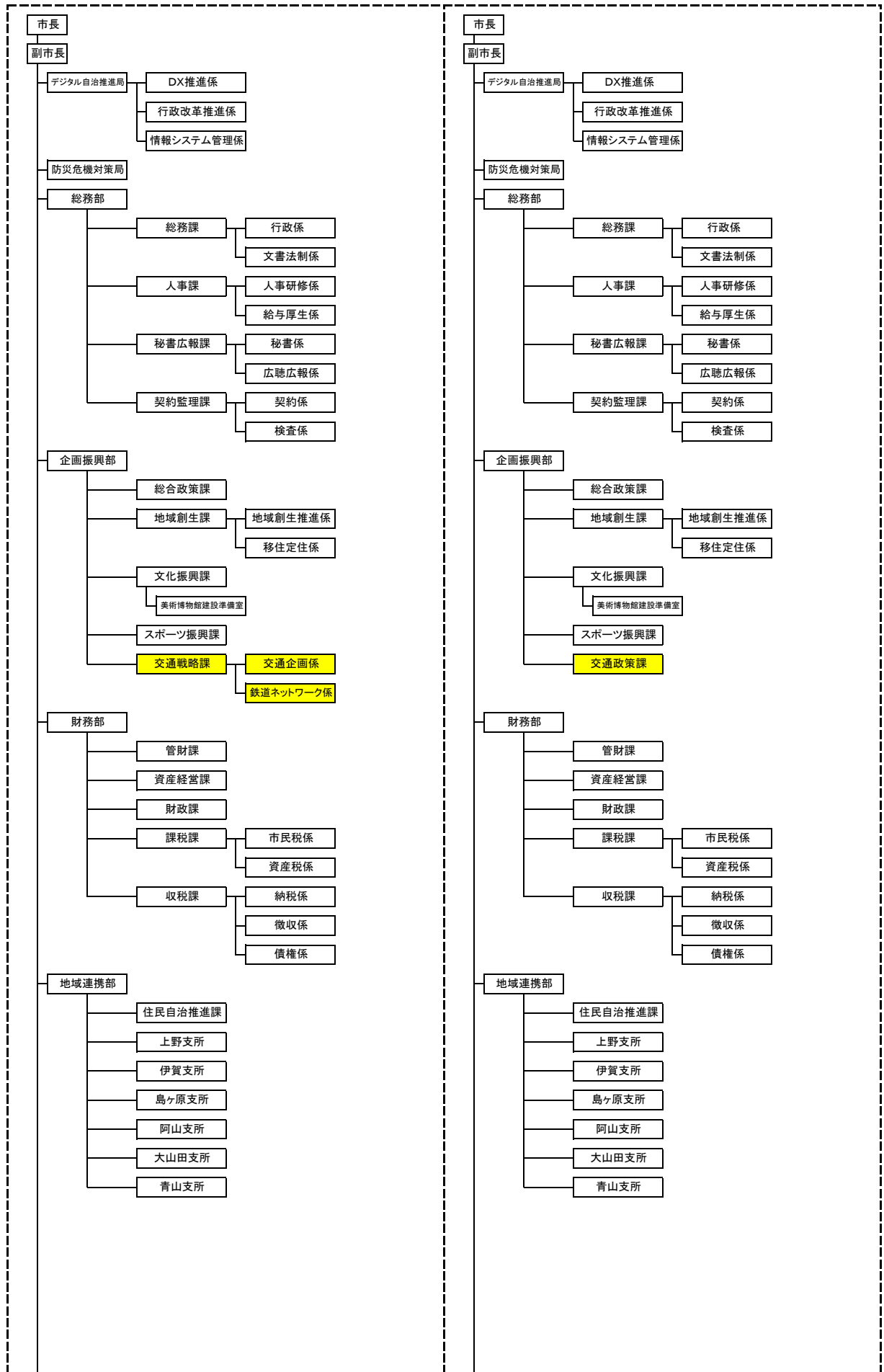
（2）DMG森精機株式会社との包括連携協定に係る代表窓口について

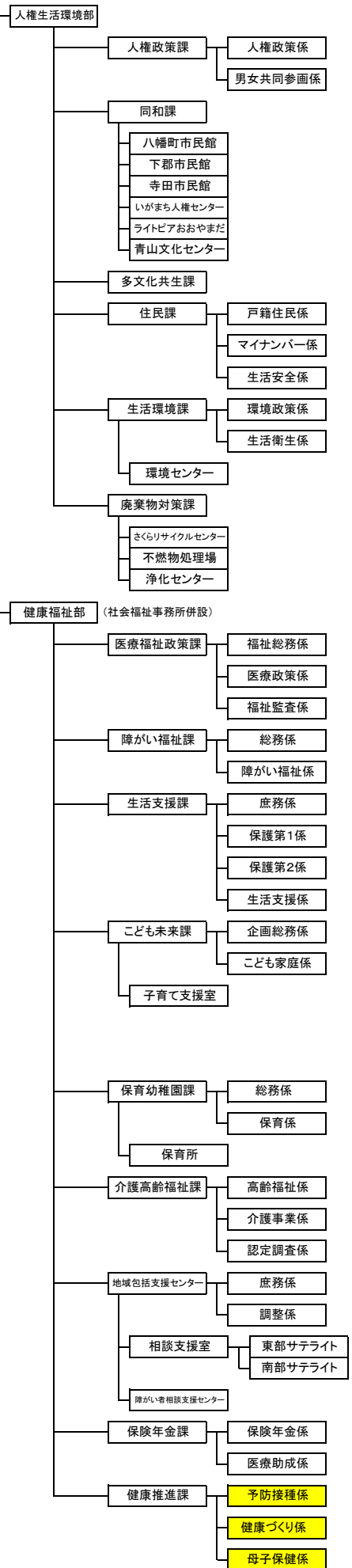
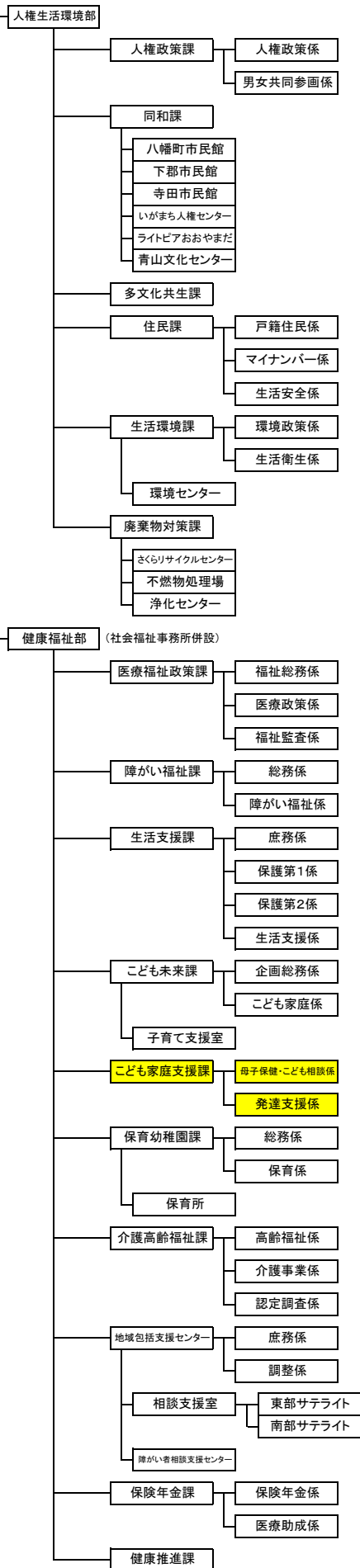
デジタル自治推進局とする。

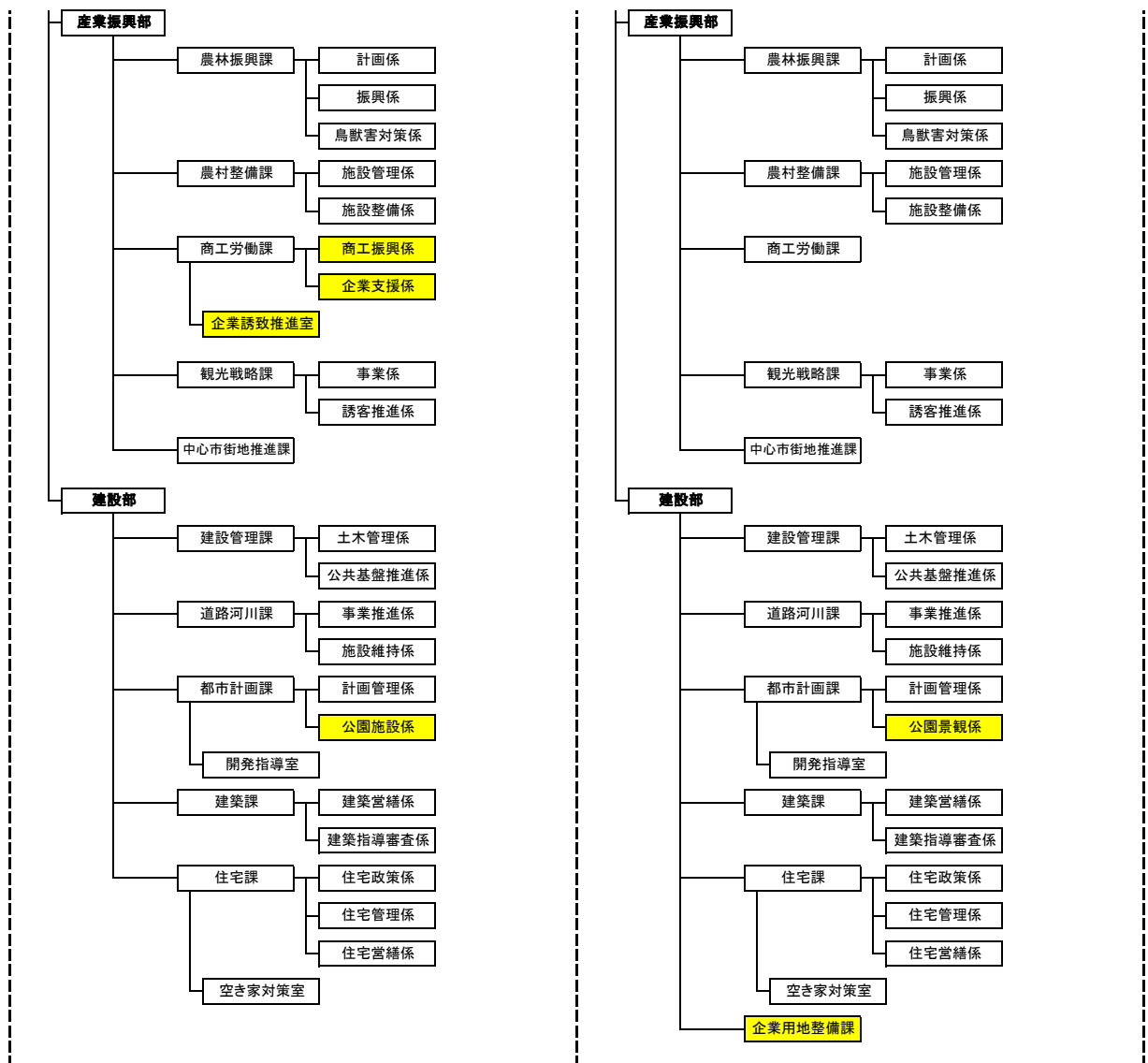
伊賀市行政機構図新旧対照表

変更後

現行







分掌事務新旧対照表

改正後			改正前		
課名	係名 室名	分掌事務	課名	係名 室名	分掌事務
交通戦略課	交通企画係	(1) 交通施策の総合的企画及び調整に関すること。	交通政策課		(1) 公共交通施策に関すること。
		(2) バス交通に関すること。			(2) 自転車等駐車場に関すること。
		(3) 次世代交通の推進に関すること。			(3) 課の庶務に関すること。
		(4) 課の庶務に関すること。			
	鉄道ネットワーク係	(1) 伊賀鉄道伊賀線に関すること。			
		(2) 広域鉄道網に関すること。			
		(3) リニア中央新幹線に関すること。			
		(4) 駅前自転車等駐車場に関すること。			

改正後			改正前		
課名	係名 室名	分掌事務	課名	係名 室名	分掌事務
こども未来課	企画総務係	(1) 児童福祉施策の企画及び調整に関すること。 (2) 児童福祉施設の整備に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。 (4) 少子化対策に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。	こども未来課	企画総務係	(1) 児童福祉施策の企画及び調整に関すること。 (2) 児童福祉施設の整備に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。 (4) 少子化対策に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	こども家庭係	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく援護、措置等に関すること。 <u>(2) 放課後児童クラブに関すること。</u> <u>(3) 病児・病後児保育室に関すること。</u> <u>(4) 児童手当及び児童扶養手当等に関すること。</u> <u>(5) 子育て世帯訪問支援事業に関すること。</u>		こども家庭係	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく援護、措置等に関すること。 <u>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。</u> <u>(3) 放課後児童クラブに関すること。</u> <u>(4) 病児・病後児保育室に関すること。</u> <u>(5) 児童手当及び児童扶養手当等に関すること。</u> <u>(6) 家庭児童相談に関すること。</u> <u>(7) 女性相談に関すること。</u> <u>(8) 子ども家庭総合支援拠点に関すること。</u>
	子育て支援室	(1) 子育て支援センターに関すること。 (2) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 <u>(3) 子育て支援事業の教室等に関すること。</u>		子育て支援室	(1) 子育て支援センターに関すること。 (2) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。 <u>(3) 子どもの発達支援に関すること。</u> <u>(4) 子育て支援ヘルパー派遣事業に関すること。</u>

改正後					改正前				
子ども家庭支援課	母子保健・子ども相談係	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する <u>こと。</u>							
	発達支援係	(1) 子どもの発達支援に関する <u>こと。</u>							
		(2) 家庭児童相談に関する <u>こと。</u>							
		(3) 女性相談に関する <u>こと。</u>							
		(4) 要支援児童及び要保護児童等への支援に関する <u>こと。</u>							
		(5) 要保護児童及びDV対策地域協議会に関する <u>こと。</u>							
		(6) 母子保健事業に関する <u>こと。</u>							
		(7) 子育て世代包括支援に関する <u>こと。</u>							
		(8) 出産・子育て応援給付金に関する <u>こと。</u>							
		(9) 不妊治療助成に関する <u>こと。</u>							
		(10) 課の庶務に関する <u>こと。</u>							

改正後			改正前		
課名	係名 室名	分掌事務	課名	係名 室名	分掌事務
健康推進課		(1) 保健政策の総合的企画及び調整に関する <u>こと。</u>	健康推進課	予防接種係	(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する <u>こと。</u>
		(2) 感染症発生等健康危機管理に関する <u>こと。</u>			(2) 予防接種（新型コロナウイルスワクチンを除く。）、感染症等に関する <u>こと。</u>
		(3) 予防接種、感染症等に関する <u>こと。</u>			(3) 予防接種後健康被害救済制度に関する <u>こと。</u>
		(4) 予防接種後健康被害救済制度に関する <u>こと。</u>			(4) 課の庶務に関する <u>こと。</u>
		(5) 健康づくりの推進に関する <u>こと。</u>	健康づくり係		(1) 保健政策の総合的企画及び調整に関する <u>こと。</u>
		(6) 成人保健事業に関する <u>こと。</u>			(2) 健康づくりの推進に関する <u>こと。</u>
		(7) 健康増進事業に関する <u>こと。</u>			(3) 成人保健事業に関する <u>こと。</u>
		(8) 栄養指導事業に関する <u>こと。</u>			(4) 健康増進事業に関する <u>こと。</u>
		(9) 公衆衛生に関する <u>こと。</u>			(5) 成人の栄養指導事業に関する <u>こと。</u>
		(10) 献血に関する <u>こと。</u>			(6) 公衆衛生に関する <u>こと。</u>
		(11) 保健センターに関する <u>こと。</u>			(7) 献血に関する <u>こと。</u>
		(12) 保健師活動に関する <u>こと。</u>			(8) 伊賀市保健センターの管理に関する <u>こと。</u>
		(13) 課の庶務に関する <u>こと。</u>			(9) 保健センターに関する <u>こと。</u>
			母子保健係		(1) 母子保健事業に関する <u>こと。</u>
					(2) 母子の栄養指導事業に関する <u>こと。</u>

改正後			改正前		
課名	係名 室名	分掌事務	課名	係名 室名	分掌事務
商工労働課	商工振興係	<u>(1) 商工業施策の企画調整に関すること。</u> <u>(2) 商工業者の育成に関すること。</u> <u>(3) 商工会議所、商工会等関係機関団体との連絡調整に関すること。</u> <u>(4) 大規模商業施設に関すること。</u> <u>(5) 伊賀サービスエリア（道の駅いが）に関すること。</u> <u>(6) 阿山交流促進施設（道の駅あやま）に関すること。</u> <u>(7) 地場産業の振興に関すること。</u> <u>(8) 伝統的工芸品の振興に関すること。</u> <u>(9) 伊賀焼伝統産業会館に関すること。</u> <u>(10) その他商工業の振興に関すること。</u>	商工労働課		<u>(1) 商工業、労働及び勤労者福祉施策の企画調整に関すること。</u> <u>(2) シルバー人材センターの育成に関すること。</u> <u>(3) 勤労者の福利及び厚生に関すること。</u> <u>(4) 商工業者の育成に関すること。</u> <u>(5) 商工会議所、商工会等関係機関団体との連絡調整に関すること。</u> <u>(6) 大規模商業施設に関すること。</u> <u>(7) 通信及び計量に関すること。</u> <u>(8) 伊賀サービスエリア（道の駅いが）に関すること。</u> <u>(9) 阿山交流促進施設（道の駅あやま）に関すること。</u> <u>(10) その他商工業の振興に関すること。</u>
	企業支援係	<u>(1) 労働及び勤労者福祉施策の企画調整に関すること。</u> <u>(2) シルバー人材センターの育成に関すること。</u> <u>(3) 勤労者の福利及び厚生に関すること。</u> <u>(4) 中小企業の支援に関すること。</u> <u>(5) 通信及び計量に関すること。</u> <u>(6) 雇用の促進に関すること。</u> <u>(7) エネルギー産業に関すること。</u> <u>(8) 鉱業法（昭和25年法律第289号）の運用に関すること。</u> <u>(9) 起業家支援に関すること。</u> <u>(10) 産業界、大学等との連携促進に関すること。</u>			<u>(11) 企業の誘致活動に関すること。</u> <u>(12) 雇用の促進に関すること。</u> <u>(13) エネルギー産業に関すること。</u> <u>(14) 鉱業法（昭和25年法律第289号）の運用に関すること。</u> <u>(15) 起業家支援に関すること。</u> <u>(16) 産業界、大学等との連携促進に関すること。</u> <u>(17) 地場産業の振興に関すること。</u> <u>(18) 伝統的工芸品の振興に関すること。</u> <u>(19) 伊賀焼伝統産業会館に関すること。</u> <u>(20) 課の庶務に関すること。</u>

改正後				改正前			
		推進室 企業誘致	(11) <u>課の庶務に関すること。</u>				
			(1) <u>企業の誘致活動に関すること。</u>				
			(2) <u>開発事業者の誘致と調整に関すること。</u>				
		整備課 企業用地					

改正後			改正前		
課名	係名 室名	分掌事務	課名	係名 室名	分掌事務
都市計画課	計画管理係	(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関する事 (2) 地価公示及び地価調査に関する事 (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関する事 <u>(4) 上野新都市事業に係る調整に関する事。</u> <u>(5) 都市公園等の使用及び占用許可等に関する事。</u> <u>(6) 都市計画の立案及び調査等に関する事。</u> <u>(7) 都市計画の決定及び変更に関する事。</u> <u>(8) 土地区画整理事業に関する事。</u> <u>(9) 事業用地の取得、補償及び登記に関する事。</u> <u>(10) 景観に関する総合的企画、調整及び事業に関する事。</u> <u>(11) 景観に関する届出及び助成に関する事。</u> <u>(12) 都市緑化の推進に関する事。</u> <u>(13) 課の庶務に関する事。</u>	都市計画課	計画管理係	(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関する事 (2) 地価公示及び地価調査に関する事 (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関する事。 <u>(4) 路外駐車場に関する事。</u> <u>(5) 上野新都市事業に係る調整に関する事。</u> <u>(6) 都市公園等の使用及び占用許可等に関する事。</u> <u>(7) 都市計画の立案及び調査等に関する事。</u> <u>(8) 都市計画の決定及び変更に関する事。</u> <u>(9) 土地区画整理事業に関する事。</u> <u>(10) 事業用地の取得、補償及び登記に関する事。</u> <u>(11) 課の庶務に関する事。</u>
	公園施設係	(1) 都市公園等の整備計画に関する事。 (2) 都市公園等の整備及び維持管理に関する事。 <u>(3) 路外駐車場に関する事。</u>		公園景観係	(1) 都市公園等の整備計画に関する事。 (2) 都市公園等の整備及び維持管理に関する事。 <u>(3) 景観に関する総合的企画、調整及び事業に関する事。</u> <u>(4) 景観に関する届出及び助成に関する事。</u> <u>(5) 都市緑化の推進に関する事。</u>

改正後				改正前			
		開発指導室	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく届出に関する事。 (2) 開発行為等の指導及び調整に関する事。 (3) 伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号。以下「土地利用条例」という。）等に基づく指導及び調整に関する事。 (4) 土地利用条例等に基づく確認、認定及び完了検査等に関する事。 (5) 立地適正化計画に基づく指導及び調整に関する事。 (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく低未利用土地等の確認に関する事。			開発指導室	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく届出に関する事。 (2) 開発行為等の指導及び調整に関する事。 (3) 伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号。以下「土地利用条例」という。）等に基づく指導及び調整に関する事。 (4) 土地利用条例等に基づく確認、認定及び完了検査等に関する事。 (5) 立地適正化計画に基づく指導及び調整に関する事。 (6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく低未利用土地等の確認に関する事。